

安全データシート (SDS)

1. 化学物質等および会社情報

製品名：六価クロム（高濃度）測定器 HI 723 用標準液 B

品 番：HI 723-11

製造者：Hanna Instruments, Inc.

会社名：ハンナ インストルメンツ・ジャパン株式会社

住 所：〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 エム・ベイポイント幕張 14F

担 当：営業課

電 話：043-216-2601

F A X：043-216-2602

E-mail：sales@hanna.co.jp

2. 危険有害性の要約

製品の GHS 分類、ラベル要素

GHS 分類

金属に腐食性の物質または混合物：区分 1

発癌性：区分 1B

生殖細胞変異原性：区分 2

生殖毒性：区分 1B

目刺激性：区分 2

皮膚刺激性：区分 2

呼吸器感作性：区分 1B

皮膚感作性：区分 1A

水生環境に有害、慢性毒性：区分 2

※ 記載の無い GHS 分類区分については分類対象外、区分外となります。

注意喚起語：危険

絵文字：



- 危険情報：金属に対して腐食の恐れがあります。
発癌の恐れがあります。
遺伝子異常を引き起こす恐れがあります。
生殖能や胎児へ悪影響を及ぼす恐れがあります。
目に強い刺激を引き起こします。
皮膚に刺激があります。
吸入した場合アレルギーや喘息の症状、呼吸困難を引き起こす恐れあり。
アレルギー性皮膚反応を引き起こす恐れがあります。
水生生物に有害で、長期的な悪影響を及ぼす恐れがあります。
- 予防情報：塵、煙、ガス、霧、蒸気、スプレーを吸入しないでください。
環境への漏洩を避ける。
適切な保護具（手袋、着衣、ゴーグル、フェイスマスク）を用いる。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別：	混合製品（液体）	
化学名：	塩化コバルト（Ⅱ）六水和物	塩酸
含有量：	2.5%未満	3%未満
CAS No：	7791-13-1	7647-01-0
化審法：	1-207	1-215

4. 応急措置

- 吸入した場合：すぐに医師の診察を受ける。新鮮な空気のある場所に移し休息させる。
呼吸が困難な場合は人工呼吸をする。
- 皮膚に付着した場合：付着した衣服を脱ぎ、肌の付着した部分をシャワーですぐに洗い流す。医師の診察を受ける。
- 目に入った場合：コンタクトレンズを装着している場合は外す。瞼を広げ、多量の水で少なくとも30～60分洗い流す。医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合：多量の水を飲ませる。医師の診察を受ける。指示なしでは吐かせない。

5. 火災時の措置

消火剤：水スプレー、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

特有の危険有害性：燃焼生成物を吸入しないこと。

消火を行う者の保護：消火に当たっては保護具を使用し、危険な場所に留まらない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項：下水道、地表水、地下水に漏洩しないようにする。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱上の注意：適切な接地システムがあることを確認する。

目や皮膚への接触を避ける。

粉末、蒸気、ミストを避け、吸入しないようにする。

使用中は飲食や喫煙をしない。

使用後は手を洗う。

環境への流出を避ける。

保管上の注意：常温（15～25℃）で保管する。

直射日光をさけ、湿度の高いところに保管しない。

オリジナル容器のまま保管する。蓋をしっかりと締める。

8. 暴露防止および保護措置

設備対策：化学物質の取り扱い時に通常適用される安全対策に従う。

管理濃度：該当情報なし

許容濃度：該当情報なし

呼吸器の保護具：防塵マスク

目の保護具：安全ゴーグル

皮膚および身体の保護具：不浸透性保護具、保護手袋

13. 廃棄上の注意

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に従って廃棄する。
または廃棄専門業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

運搬時には転倒、落下、損傷がないようしっかりと積み込む。

国連分類：Ⅲ 等級：9

国連番号：3082

国内規制：該当情報なし

15. 適用法令

毒物および劇物取締法：非該当

労働安全衛生法：

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

コバルト及びその化合物

令別表第9の172（2025年3月31日まで）

令別表第9の12（2025年4月1日以降）

塩酸

令別表第9の98（2025年3月31日まで）

規則別表第2の309（2025年4月1日以降）

特定化学物質等（特化則）

第二类物質 コバルト及びその無機化合物（別表第3第2号13の2）

第三類物質 塩酸（別表第3第3号3）

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基く不浸透性の保護具等の使用義務物質

コバルト及びその無機化合物 特化則等

塩酸 特化則等

腐食性液体（規則第326条） 塩酸

化学物質管理促進法（PRTR法）：2023年4月1日以降

第一種 管理 No.132 政令 No.1-156（コバルト及びその化合物）

消防法：

消防活動阻害物質：塩酸 但し指定数量 200kg

水質汚濁防止法：

指定物質 塩素（政令第3条の3第5号）

海洋汚染防止法：有害液体物質 Z 類物質 塩酸（施行令別表第1）

16. その他の情報

記載内容の取扱い

この製品安全データシートは各種の文献などに基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅している物ではありませんので、取り扱いには十分注意してください。また含有量、物理・化学的性質、危険有害性などの記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

2024年10月改訂